

私立学校法の一部を改正する法律案要綱

第一 忠実義務

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行わなければならないこととする事。

(第四十条の二関係)

第二 所轄庁による必要な措置の命令等

一 所轄庁は、学校法人が法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くときに当該学校法人に対し必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする事。

(第六十条第一項関係)

二 所轄庁は、一の措置命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする事。

(第六十条第二項関係)

三 学校法人が一の措置命令に従わないときは、所轄庁は、当該学校法人に対し、役員を解任を勧告することができることとする事。

(第六十条第九項関係)

四 所轄庁は、三により役員を解任を勧告しようとする場合には、あらかじめ、当該学校法人の理事又は

解任しようとする役員に対して弁明の機会を付与するとともに、私立学校審議会等の意見を聴かなければならないこととする事。

(第六十条第十項関係)

第三 報告及び検査

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所等に立ち入り、その業務若しくは財産の状況等を検査させることができることとする事。

(第六十三条第一項関係)

第四 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。